

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	赤根 正則
登録番号又は法人番号	0 3 1 1 2 1 0 9
所属する単位会	茨城県行政書士会
事務所名称	あかね行政書士事務所
事務所所在地	茨城県つくば市二の宮二丁目 1 2 番地 6 山田ビル 3 - B 号室
処分年月日	令和 7 年 1 2 月 2 日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び廃業するまでの間の会員の権利停止 (茨城県行政書士会会則第 9 1 条の 2 第 1 項第 3 号)
上記処分をした理由	相続関係手続きの業務を受任し必要書類も預かったが、その遂行を長期間放置した。また、依頼者からの進捗状況の照会に対し、業務未了にも関わらず終えている旨の回答をしたほか、その後の連絡にも長期間応じず誠実な対応をしなかった。 さらに、他の依頼者の建設業許可申請に係る手続きについても、長期間遂行されないことや連絡が取れないなどの苦情が寄せられている。 仮に事情があったとしても、適切な代替措置等を講じず対応しなかった。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	【行政書士法第 1 0 条】 - 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【行政書士法第 1 3 条】 - 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 【行政書士法施行規則第 7 条】 - 行政書士は、正当な事由がない限り、依頼の順序に従って、すみやかにその業務を処理しなければならない。 【茨城県行政書士会会則第 6 6 条第 1 項】 - 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 【茨城県行政書士会会則第 9 1 条第 1 項】 - 会長は、本会会員が法令若しくは茨城県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。